

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

財産の取扱いについて

大野郡 5 町 2 村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努める。

また、基金の持寄り額は、財政調整用基金については、平成 1 5 年度標準財政規模の 2 0 % 以上の額とし、その他の基金については合併時に最大限持寄るものとする。

大野郡 5 町 2 村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会